

同 窓 会 会 則

R 6 . 6 . 1 5 改 正 版

- 第 1 条 本会は岐阜県立関高等学校同窓会と称する。
- 第 2 条 本会は会員相互の旧交を**温めるとともに、母校の発展を支援することを目的とする。**
- 第 3 条 本会は事務所を関高等学校内**彩雲館 1 階事務室**に置く。**事務局員は書記とする。**
- 第 4 条 会員を分けて次の 2 種とする。
正会員 武儀高等女学校同併設中学校および関高等学校の卒業生
名誉会員 武儀高等女学校同併設中学校および関高等学校の職員及び旧職員
- 第 5 条 本会は次の役員を置く。
名誉会長 1 名 顧問 若干名 会長 1 名
副会長 若干名 書記 **3～4 名** 会計 2 名
学校幹事 若干名 幹事 若干名 同窓会委員 若干名
- 第 6 条 名誉会長は関高等学校**長とし、会長、副会長、書記、会計は正会員より選出し総会にて決定する。**顧問は本会に功労のあった者のうちより、**本部役員会**で推薦し**総会にて決定する。**
学校幹事は名誉会員中より会長が名誉会長と協議して委嘱する。
幹事は同期卒業生の同窓会委員の中より**2 名を委嘱する。**
会長、副会長、書記および会計の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。
- 第 7 条 本会の役員の任務は次の通りとする。
会長は本会の会務を統括する。
副会長は会長を補佐し、会長不在の折は会務を代行する。
書記は総会並びに各役員会の議事を記録、各種会合についての通知、資料の作成、その他会全般の運営を行う。
会計は本会の収支を正確に記録して総会**及び本部役員会**の都度これを報告し、総会**及び総会が開催されない隔年の第 1 回本部役員会には**会計監査委員の監査を得た決算報告をする。
顧問は会長の諮問に応じ必要により各会議に加わることができる。
学校幹事は学校活動と同窓会活動の関わり調整を行う。幹事は会長の**依頼**を受け諸般の会務の**運営を手伝う。**
同窓会委員は幹事を補佐し会務を参与する。
- 第 8 条 本会に**2 名**の会計監査委員を**置き会計監査を行う。**会計監査委員は正会員より**選出し会長が委嘱する。**
- 第 9 条 本会は**改選期**に応じて**役員選考の指名委員会を開催し新役員の組織案を作成する。指名委員会の構成員は現行の会長に一任する。**
- 第 10 条 本会は第 2 条の目的を達するため次の事業を行う。
一 後進を**支援**すること
一 会報および会員名簿を発行すること
一 **周年記念事業等**を開催すること
一 会員の祝賀、弔問等、**その他会員相互の交流について**役員にて必要と認められたこと
一 各支部活動の後援をすること
- 第 11 条 2 年毎に 1 回総会を開き、新会員の歓迎、役員**の決定、事業と決算及び事業計画と予算案の承認、懇親会**等その他重要な会務を遂行する。必要がある場合は臨時総会を開くことがある。**総会は幹事会を兼ねる。**
総会を開かない年は、その年度始めの**第 1 回本部役員会にて事業、会計の報告と承認及び次年度の事業、予算計画を決定する。必要に応じて幹事会とする。**
- 第 12 条 正会員は入会金並びに会費を出金するものとする。ただし、入会金は 5,000 円、会費は 2 年毎に 2,000 円とする。**また、入会金は通常費と積立金とし、会費は会の活動、発展および第 10 条の事業の補助と特別行事（記念事業等）の補助を行うものとする。まとめた会費納入希望については個別に対応する。**
- 第 13 条 本会の積立金は総会又は**本部役員会**の決議により支弁することができる。
- 第 14 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。
- 第 15 条 本会の収支決算は総会又は**本部役員会**、会報にて報告する。
- 第 16 条 本会は遠隔の地にて多数の会員在住の際は本会の目的達成のため支部を設けることができる。ただし、支部に必要な経費はその支部で負担し、規約はそれぞれの支部でこれを設ける。
- 第 17 条 本会の規約は総会の決議を経て変更することができる。
- 付 則 本部役員会**は**名誉会長、会長、副会長、書記および会計をもって構成する。幹事会**は**名誉会長、会長、副会長、書記、会計、幹事をもって構成する。**学校幹事は会長の依頼を受け必要に応じて幹事会に参加する。**

< 付 記 >

1 平成 24 年 6 月 1 日一部改正

1 令和 6 年 6 月 1 5 日一部改正（赤太字部分）